

都総政第1021号

平成31年2月5日

一般社団法人日本建築学会  
会長 古谷 誠章 様

都城市長 池田 宜永



旧都城市民会館の今後の方針について（お知らせ）

立春の候、御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、学校法人南九州学園が、平成29年12月に返還を申し出ていた旧都城市民会館につきましては、優先すべき政策課題が山積する中、当市が自ら保存活用することは困難と判断し、民間企業等による保存活用の提案を受け付けてまいりました。

提案期限としていた平成31年1月末日までに、民間企業等からの保存活用の提案はありませんでしたので、当市としては「解体もやむを得ない」との判断に至り、平成31年2月5日にその旨を公表いたしました。

つきましては、公表の要旨を別添のとおり送付し、お知らせいたします。

なお、これまでの経緯等の詳細は、都城市のホームページにも掲載いたしましたので、御確認ください。

これまでの、関係者の皆様の御理解、御協力に衷心より厚く御礼申し上げます。

## 旧都城市民会館の今後の方針について

### ○これまでの経緯と今後の方針

#### 平成21年～平成29年12月 南九州学園への貸与／同学園からの返還申出

都城市は、「閉館後の旧市民会館を借り受けたい」という学校法人南九州学園からの申出を受けて、平成21年3月に、同学園に旧市民会館を20年間無償で貸与する契約を締結しました。しかし、都城キャンパスの開学と時期が重なったこともあり、同学園は、多額の費用が見込まれる施設改修に踏み切れず、時間のみが経過する事態を招いてしまいました。

その結果、周辺住民から、旧市民会館の老朽化に不安の声が上がるようになったため、都城市もこの事態を憂慮し、平成26年度からは、同学園とともに、建築専攻の学科を有する大学や高専等の専門家に活用方策等を相談してまいりました。

しかし、有効な方策を見出すことができず、ついに、平成29年12月に、同学園が、「旧市民会館を市に返還したい」旨の申し出を行うに至りました。

#### 平成30年3月 提案受付に当たっての基本的な考え方／8月末に方針決定

南九州学園からの旧市民会館の返還の申し出に対し、都城市では、平成19年当時に解体予算が一旦議決された経緯も踏まえつつ、返還された場合を想定して検討に着手しました。その結果、改修後の活用方策や経費の試算を行うとともに、今後の取り組むべき政策課題等を総合的に判断して、改めて、自ら保存活用を行うことは困難との判断に至りました。

この判断をもとに、平成30年3月に市議会全員協議会で「期限までに民間企業等による活用提案がなければ8月末には方針を決定する。」旨を表明しました（後述参照）。

同時期に、平成19年当時に保存要望書を提出された一般社団法人日本建築学会等を直接訪問し、市の方針を説明したところ、同学会は、直ちに専門家による特別委員会を発足し、保存活用の方法について検討を重ね、旧市民会館の再生活用計画をとりまとめられました。

都城市は、学会の主張も傾聴し、この計画の内容も添えて市民アンケートを実施しましたが、結果は、「解体する」とする回答が83.5%と前回は上回る数値となり、市民は、優先すべき政策課題への取組を望んでいるとの理解を深めることとなりました。

最終的に、提案期限とした8月末までに、民間企業等から都城市に寄せられた相談は数件ありましたが、具体的な提案には至りませんでした。

### ○平成30年7月 市民アンケート結果

実施日	対象	回答人数	回答率	保存活用	解体	無回答
H30.07	4,000人	1,377人	34.4%	15.3% (210人)	<b>83.5%</b> (1,150人)	1.2% (17人)

前回H18.12 : 保存活用 15.9%、解体 82.9%、無回答 1.2%

### **平成30年9月 提案期間の延長／31年1月末日まで延長**

8月末までに民間企業等から具体的な提案が無かったことを受けて、都城市は、日本建築学会に対し、「解体やむ無し」の判断方針を伝達しました。これに対し、同学会は、旧市民会館は故菊竹清訓氏のメタボリズム思想を具現化した戦後復興期の近代建築物を代表するものであり、検討期間があれば、民間企業等の提案の可能性はまだ大いに残されている、と主張されました。そして、一般社団法人日本建築学会長名で、平成30年8月31日付、建学発2018-第0107号「都城市民会館再生活用計画に対する事業提案期間の延長のお願い」の文書を、正式に都城市に提出されました。

文書の内容は、「旧市民会館は、世界的にもきわめて高く評価され、近代建築遺産として貴重である」とし、「関心を示す民間企業も複数あり、限られた期間の中で、事業成否の確証を持って応募を行うことは難しい」ため、「平成31年1月末日まで、検討の期間を与えてほしい」というものでした。また、「結果として、都城市が採択できる民間提案がなかった場合には、解体の手続きに入られることはやむを得ない」とし、「さらなる提案期間の延長を申し入れることはしない」と記されていました。

都城市では、同学会のお願いを踏まえて提案期間の延長を行うこととし、平成30年9月の市議会全員協議会で、池田市長自ら登壇し、「平成31年1月末日まで提案期間の延長を行い、保存活用の財源の確保に目算のある民間企業等からの提案があれば、その提案内容を尊重して判断する。」旨を明らかにしました。

### **平成31年1月 民間企業等からの提案なし／都城市の方針を判断**

提案期間の延長により、日本建築学会では、民間企業等の参画を求めて再生活用に向けたシンポジウムを開催されるなど積極的に周知に取り組みられました。

しかし、あらかじめ提案概要の事前説明を求めた平成30年12月までに具体的な相談等は1件も寄せられず、また、提案期限とした平成31年1月末日までに、旧市民会館を将来にわたって保存活用していただけると判断するに足る民間企業等からの提案はありませんでした。この結果を踏まえて、都城市は、「旧市民会館の解体はやむを得ない。」と判断するに至りました。

## **○提案受付に当たっの基本的な考え方**

### **保存活用の財源の確保に目算のある民間企業等からの提案があれば、その提案内容を尊重**

平成30年3月の市議会全員協議会で報告した都城市の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ①平成19年9月の旧市民会館の解体予算可決という市議会の議決を尊重します。
- ②人口減少対策、子ども子育て支援など、旧市民会館保存より優先すべき政策課題が山積しているため、本市のみで旧市民会館の保存費用を負担することは極めて困難です。
- ③旧市民会館を保存活用するためのアイデアのみの主張に応じることは困難です。
- ④南九州学園に代わる民間企業等が、保存活用の財源の確保に目算のある提案を行うのであれば、その提案内容を尊重して判断します。